

スプリングレビュー調書

こども家庭部

【基本政策】

子育てがしやすく楽しいと感じられるまちづくりの推進

【新たな視点による政策提案】

- ◆ 放課後の子どもたちの居場所づくり

【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23～26)における主要課題等】

- ◆ 保育所・放課後児童会の待機児童解消
- ◆ 地域子育て支援拠点の充実
- ◆ 発達障がいのある子どもの支援体制の整備
- ◆ 子ども・若者計画の策定
- ◆ 青少年健全育成の推進
- ◆ 子どもとその家庭に対する相談援助活動の推進

【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ 放課後の児童の健全な居場所を提供するため、放課後子ども教室の運営に向けての調査。

【協議事項】(案件名を記入してください)

放課後の子どもたちの居場所づくりについて

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・「放課後子ども教室推進事業」は、国が総合的な放課後等の全児童対策として、地域の人の参画を得て勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することで、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりとして推進するもの。
- ・放課後子ども教室については、平成19年度の「浜松市放課後子どもプラン推進委員会」の協議の中で、浜松市の実態を調査し導入の方向を検討したが、放課後児童会へのニーズが高いことから、放課後児童会の拡充を最優先に取り組み、その後に放課後子ども教室等の全児童対策の導入を図るべきとの提言があった。
- ・対象児童が限定される放課後児童会以外の子どもの居場所の確保として、放課後子ども教室の事業について、開設要望のある地域と調整しつつ検討を図っている。
- ・地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを行うためには、安全・安心な活動場所及び地域での人材確保が必要である。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・全児童を対象とした安全・安心な活動拠点でなくてはならないため、学校内の空き教室等の活用や、学校外で開設する場合については、学校の近隣の施設を確保する。
- ・地域ぐるみで子どもを育てるため、多くの地域の方々のボランティアによる参画を得て実施する必要があることから、運営に携わる人材を確保する。
- ・開設場所に関する管理基準を検討し、確立する。
- ・放課後の子どもたちの居場所の確保と運営の継続をするため、放課後児童会との連携や人材育成を含め、今後検討していく。
- ・市単独事業として、運営方法・環境整備についても検討する。

【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

- ・放課後子ども教室推進事業

【論点】

- ◆ 市民協働による「放課後の子どもたちの居場所」づくりの進め方について
 - ・ 親の勤労条件がある「放課後児童会」と全児童を対象とした「放課後こども教室」について
 - ・ 子どもたちの居場所づくりに向けたスケジュールと H23 年度検討すべき事項について

【協議要旨】

- ◆ 放課後の子どもたちの居場所づくりとして、地域の状況を調査・確認し、地域の自主性を尊重しながら多様な手法を検討する。

放課後子どもプランについて

1 「放課後子どもプラン」の目的と創設の経緯

【目的】

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援する。

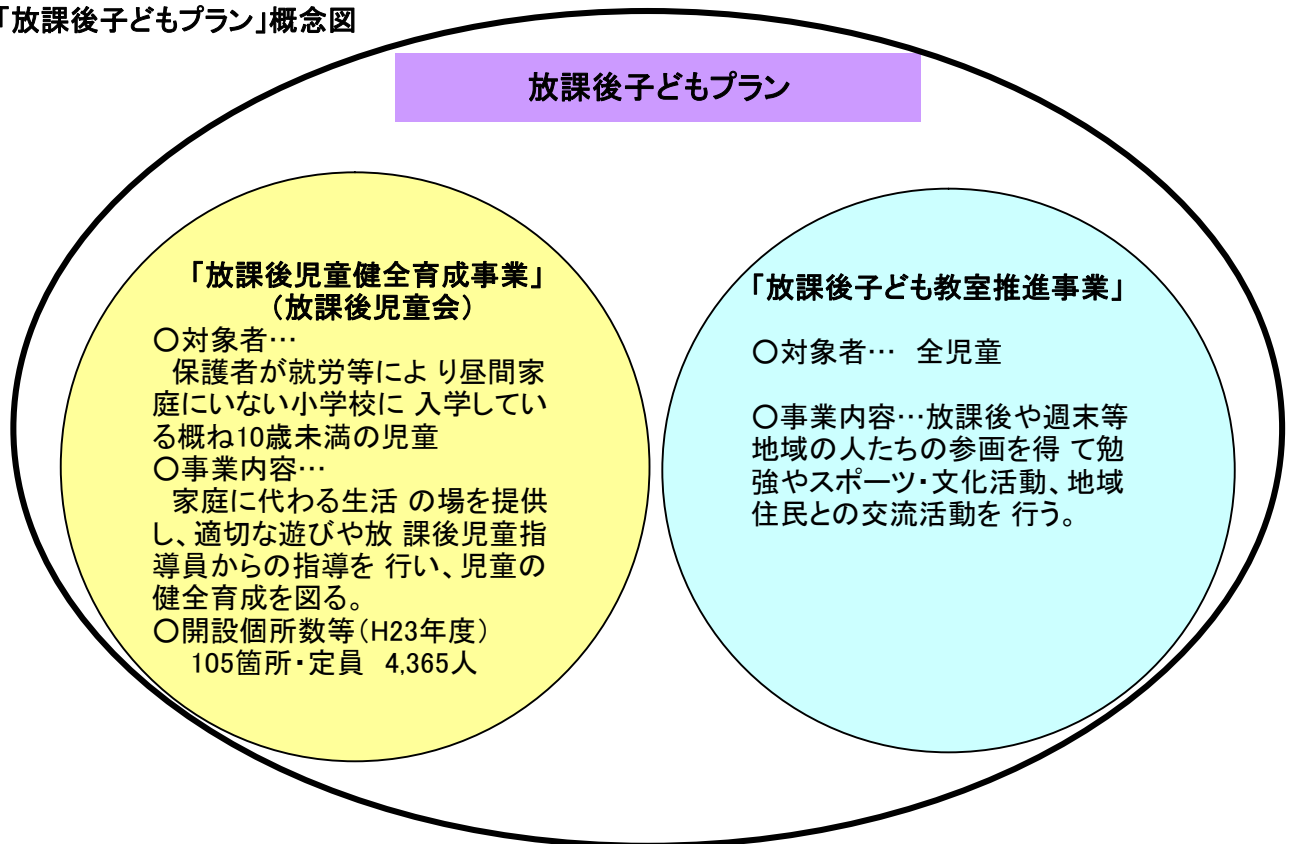
【創設の経緯】

(1) 子どもが犠牲となる犯罪など社会問題が大きくなり、放課後のすべての子どもを対象にした安全で健やかな活動場所の確保が必要となった。

(2) 平成18年5月に当時の少子化担当大臣より、文部科学省の「地域子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的に実施してはどうかとの提案がなされた。

(3) 平成19年度予算において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する「**放課後子どもプラン**」が創設された。

2 「放課後子どもプラン」概念図



3 浜松市としての対応

(1) 「浜松市放課後子どもプラン推進委員会」の設置(平成19年4月～平成20年3月)

「放課後児童健全育成事業」(昭和42年から実施)が地域に根付いている状況から、「放課後子ども教室推進事業」について、導入の方向性を検討した。

(2) 「浜松市放課後子どもプラン推進委員会」での検討結果

①次のように導入の優先順位を決定した。

ア 未開設小学校区、定員を超える希望者がある小学校区を中心に放課後児童会を拡充する。

イ 市全体への放課後児童会の整備が終わったあと、可能な地域があれば放課後子ども教室を導入する。

②優先順位を決定した理由

・「放課後児童健全育成事業」は共働き家庭には必要不可欠であり、今後もニーズが高まる。

・「放課後子ども教室推進事業」は利用したいときに利用できる便利さがあるが、地域ボランティアの確保、不特定多数の児童が活動する場所の確保が難しく、放課後まで子どもを活動させるのは学校、子どもとも負担が大きい。